

パネルディスカッション

司会 これから壇上に赤堀所長をはじめ五人の先生方をお迎えして、「破壊的カルト教団をめぐって」というテーマで、パネルディスカッションをさせていただきたいと思います。

先日安倍晋三氏の殺害事件に端を発しまして、破壊的カルト宗教としての旧統一教会の実態が、改めて伝えられるようになりました。この点について、旧統一教会の問題、もちろんカルト全体におきましても、現在、伝道部所管の日蓮宗カルト問題対策PT（プロジェクトチーム）において検討されております。

現代宗教研究所では、近年の動向といたしまして、旧統一教会より、八十年代に起こったオウム真理教ないしは法華系の新宗教教団における動向についての情報収集に傾注してしまっただけがなかったのではないかと感じております。旧統一教会、キリスト教系の新宗教の問題について、正直うっかりしていた部分が日蓮宗の中にもあるのではと思っております。

今回のような事件が起きたので、改めてというのは非常に後追いではございますが、今後破壊的カルト問題については、多角的な、様々なご意見をいただきながら、取り組んで参りたいと思っております。現代宗教研究所の今後の取り組みとしては、伝道部とも協力いたしまして、少し時間をかけながら検討していきたいと考えております。

本日は、その取り組みの端緒といたしまして、継続的に色々な形式（講習会のような形、討論のような形、その他の違う形か）で、取り組んで行くための意思表示でもあります。色々な問題点をここでピックアップしていきたいと考えておりますので、どうぞ皆さまにも、よろしくその辺をお酌み取りいただきながら、お聞きいただき、またご質問等投げかけていただければと考えております。

それでは、パネラーの方々をご紹介させていただきます。まず、私のすぐ隣にいらっしゃいますのが、北海道大学大学院教授、脱カルト協会顧問であります、櫻井義秀先生でございます。昨今、テレビでお姿を見ることも多くなりましたので、皆さんもご存知かと思います。また、以前から日蓮宗には大変縁がございましたが、日蓮宗僧侶としての一面もございますので、改めて、ここでご紹介させていただきたいと思います。

櫻井先生のお隣にいらっしゃるのが、神奈川常立寺修徒で弁護士でもあり、カルト問題に対して、積極的に取り組んでおられる服部功志先生でございます。日蓮宗カルト問題対策プロジェクト・チームに入っており、そちらでもご活躍いただいております。今後もご協力いただきたいと思い、今回お呼びさせていただきました。

服部先生の隣にいらっしゃるのは、皆さまご承知のとおり、神奈川県大明寺住職、神奈川第二部宗務所所長でもあります、脱カルト協会の顧問でございます、楠山泰道上人でございます。本日は新しい問題について、ご提案、ご提議いただきたいと思っております。

楠山上人の隣ですが、当研究所研究員、大阪新福寺修徒であります、水谷進良上人です。また水谷上人には、色々な意見、質問を投げかけていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そして最後に、現代宗教研究所所長・赤堀正明所長でございます。この五名によりますパネルディスカッションを行います。パネラーの発表の順番は、赤堀所長が最初となります。次に櫻井先生から旧統一教会の問題、服部先生から「破壊的カルト宗教に対する法的制度の限界」ということで発表していただきます。それから、楠山泰道上人より「カルト二世、宗教二世、信仰と離反の中で」ということで、パネル発表をしていただきます。最後には水谷進良上人から、「日蓮正宗界隈の信仰をめぐって」ということで発表をいただきたいと思います。

その後、小休憩をいたしました後、本日参加の皆さまから質問を受けたいと思います。休憩前に質問がありましたらチャットに書き込んでいただき、小休憩の後に私の方から読み上げさせていただきますと思います。

またその時に、質問等々がありましたら、Zoomのリアクション機能を使っていたり、実際に手を挙げていただいて何かしらの意思表示をしていたいただいても結構です。それでは、赤堀所長、よろしくお願いいたします。

赤堀 はい、よろしく申し上げます。タイトルに「なぜ破壊的カルトと呼ぶのか」と上げさせていただきました。この中には「破壊的カルトと叫ばないのか」という意味合いも含まれております。呼ぶべきなのか、呼んでいいのか、あるいは呼ばない方がいいのかなども含めて、話を進めていってみたいと思います。

カルトの定義について、簡単に見ていきたいと思います。語源に関しては、「崇拜」「礼拝」を意味するラテン語のCULTUSから派生したものです。歴史としては、まず二十世紀に入ってから、マックス・ウェーバー、エルンスト・トレルチが、チャーチ・セクト類型の中で、「カルトとは宗教団体の初期的形態を指し、市民権を得る以前の宗教団体を指すとしている」と定義しています。

一九二〇年代に入り、アメリカでは主要な伝統宗教に属さない新しい宗教、クリスチャン・サイエンスなどを指すとし、カリスティック指導者による熱烈な崇拜を行う教団を示す概念として用いられるようになりました。一九三〇年代には保守的なキリスト教聖職者から異端と見なすキリスト教系団体を指すようになっていきます。

一九六〇年代にはヒッピーが傾倒したキリスト教以外の東洋系の宗教を指して用いられるようになってきます。一九七八年にはガイアナでの人民寺院事件。九〇〇人が集団自殺、自殺と言っているのか分かりませんが、九〇〇人がそこで亡くなりました。米国で社会問題化し、マスメディアが社会的に危険と見なされる宗教団体を指して用いられるようになっていきます。同年国際カルト研究会、ICSAが設立されています。

日本では、一九九五年オウム真理教事件において、マスメディアから犯罪を行うような反社会的な集団を指して用いられるようになり、社会的にも認知されたと感じています。同年「日本脱カルト協会、JSCP R」が設立されて

います。

以上が、簡単な歴史的な流れですが、その中で、いくつか特筆すべき破壊的カルトと呼称する論述について、見ていきたいと思えます。まず、統一教会研究の先駆者として位置づけられている、ステイブン・ハッサン氏です。これは先ほど、アメリカでの研究が始まった初期の研究者としても挙げられている方です。ハッサン氏は、アメリカ統一教会の重職を務め、脱洗脳を受けた後、アメリカの破壊的カルトについて啓蒙運動に携わりました。ハッサン氏は著書『マインド・コントロールの恐怖の扉』の中で「破壊的カルトとは、非倫理的なマインド・コントロールのテクニックを悪用して、そのメンバーの権利と自由を侵害し、傷つけるグループのこと」と定義しています。

次に、脱カルト協会の定義を見ていきたいと思えます。会則の第二条に、「本会は破壊的カルトの諸問題、カルトに関わる個人および家族へのカウンセリング経験についての交流会およびカルト予防策や社会復帰等の研究をおこなう、その成果を発展・普及させることを目的とする」という条項がごございます。ただ、私の見たところでは、破壊的カルトに関しての定義というのは、明確には触れられていないように思えます。これ以降、江川紹子さんなどが定義的な発言もされていますが、条項の中にはこのように述べられています。

三に、これは一般的な解釈です。世間でどのようにこの言葉を受け止めているかということです。現代では、社会に対して破壊的な行爲をする集団を指す通俗用語として、ウィキペディア等に記述されています。これに関して、いわゆるカルト論争とも呼ばれて、「カルト」という言葉の解釈をめぐって、宗教学、宗教社会学、社会心理学、あるいは臨床心理学等の異なる観点から、多様な定義付けが試みられています。

今日ご参加いただいた櫻井先生は、その論客の中心でございます。櫻井先生は、「特定団体を「カルト」であると言ふことは、その団体が宗教的多様性を構成する一つの教団というよりも、宗教そのもののへの信用を損ね、一般市民にも重大な危害を加える団体であるから、何らかの対処が求められる」という主張することに等しい。」としています。

これは『全仏』六五〇号に記載されているお言葉を引用させていただきました。また、島蘭進先生は、「カルトという言葉の歴史は複雑です。市民に害悪を及ぼす宗教団体という意味は一つの用法に過ぎません。」と、先生自身のツイッターにて発言されています。

お二人の論点は、個人的な価値観と異なった思想を持つ団体の教義や、儀礼を奇異だとして排除したり、害悪視したり、軽蔑することを目的として用いるべきではないとの論調が見られる、とする立場からの論説です。

最近のマスメディアでは、「カルト」「カルト教団」の呼称が新宗教全般に対して蔑称のように使用されてきています。それは、本来の定義とはかけ離れた解釈となっています。近年の一般的な解釈は、カルトそのものに悪意のある宗教のフィルターをかけてみるくらいがあるからです。そこで、カルトは普通のカルトと破壊的カルトに分け、旧統一教会を破壊的カルトに分類し、破壊的カルトと呼称しました。このような、オウム真理教事件以降、私もこの経緯を見ていく中で、こうした感想を持ったわけです。現在、統一教会の問題をめぐって、新たに、さまざまなカルト論議がされてきています。

本日の諸先生も、こうした問題にも留意しながら、討議を進めていただきたいと考えております。それでは、櫻井先生、タイトル「統一教会とはいかなる宗教か。宗教界が考えるべきこと」、よろしくお願いいたします。

櫻井 はい、それでははじめさせていただきます。今、赤堀所長より破壊的カルトについての議論がなされましたが、私の意見としては、破壊的カルトを扱う際は、非常に注意して対応しなければならない問題だと思います。では、なぜ対応しなければならないのか、どこが破壊的なのかについては説明する必要があります。ですから、宗教を研究する人間或いは宗教に直接関わっている人間は、概念を引用するだけではなく、なぜ、いかにいうところに十分注意しなければならないと思います。

統一教会に関しては、私が約十九年に渡って統一教会の研究をしたものをまとめ、書籍『統一教会』という形で二〇一〇年に出版致しました。

しかし、この四か月余りのメディアへの注目のされ方は、その当時は全くなかったわけです。

今回の統一教会問題に際し、宗教研究者有志で「統一教会問題については、宗教法人法に基づき、適切な法律・行政的対応を求めるが、その扱いには十分に慎重であってほしい」と声明を出したときに、そういう悠長なことを言っているのかといったことを言われて、私は三十数年この問題をやってきて、その間メディアは私の研究には一顧だにすることもなかったにもかかわらず、わずか四か月間、このことを見聞された方から、「あんだ、いいかげんになさい。悠長だよ」と言われました。この言い方はないのではないかと思ったりしたのですが、逆に言うところ、いろいろな論点を飛ばしながら、とにかく統一教会を解散に追い込めば、この問題は決着するのではないか。被害者が救済されるのではないかというムードをつくり出しているのではないかと思うわけです。しかし、こういうことはないと思うのです。宗教法人でなくなっても、依然として問題は継続されます。こういった問題に、具体的にどう対応しているのかということこそが肝心なことで、そのことを、私たちはしっかりと認識しなければいけないと、私は今思っています。

統一教会とは何かということに関して、三点まとめたいと思っています。一つは、後ほど説明しますが、企業あるいは政治団体、宗教法人を含めたコングロメラット型、複合企業型の宗教であるということです。その手のタイプの宗教団体は、韓国には幾つもあります。

第二に、キリスト系新宗教と言われていますが、現在は、キリスト教的な特徴というのは、すでにかなり失われてしまいました。そこには、韓国のシャーマニズムとか色々なものが入っています。ここがどういう点において宗教的かということですが、「再臨のメシア」と称される文鮮明という人と疑似的な血縁化を結ぶ、合同結婚式です。そ

ういう形で、教団内家族をどんどん拡大していき、こういう他の宗教には類を見ないような拡大の仕方をしてきた新しい宗教というわけです。

三番目としまして、統一教会の目的とは何なのかということですが、過去に日本が朝鮮半島を植民地支配していた時代がありました。そこで、植民地施政をしながら、新しい国づくりを行ったわけですが、これを、今度は逆に日本を含んだ東アジアにおいて、新しい国づくりをしたいと考えたわけです。そのために、日本の人材と資金を専ら充てるといふ、こういう発想に基づいた国づくりをする、という宗教なわけです。この側面が、実はメディア報道においては、十分になされてないのではないかと思います。統一教会というのは、お金を取り過ぎる宗教でしょと、報道されるのはその側面だけなのですが、なぜそれをするのか、なぜ日本にそういう現象が現れるのかというと、そもそも植民地支配に対する恨（ハン）の表れです。ここを認識しておく必要があると思います。

統一教会の教義を簡単に説明します。キリスト教では、人間の罪の根、原罪というのを、神から離れた、要するに、禁断の木の実を取って食べたが目が開いて、自分たちが裸であることに気付いたという、一つのレトリックとして「原罪」としているわけです。この原罪を全て負って、贖罪のために十字架に付かれて、そして死からよみがえられたイエス・キリストを信じることによって救われる。これがキリスト教の教えであります。

統一教会は、それは不完全な救済であった。なぜなら、クリスチャンになっても罪を犯すでしょう。この世は悲惨なままである。だから、神は再臨のメシアをこの世に申し遣わすのだとしています。その再臨のメシアが、何を隠そう文鮮明、私であると自分で名乗っているわけです。この再臨のキリストが、人間の娘をめとって、罪のない子どもたちを生み出す。このやり方を弟子たち、そして、信者たちに真似させるといふのが、合同結婚式なのです。信者同士、文鮮明を主礼（韓国で仲人の意味）として、結婚をして、それで罪のない原罪のない子どもたちを生み育て、それで家族、親族的に拡大していくのが、統一教会の教え、拡大戦略そのものです。

こういった発想自体は、韓国の二十世紀初頭の新宗教運動の中にあつたといわれて、統一教会の全くオリジナルであつたわけではありません。しかし、これを実際にやって拡大したのは、統一教会だったというわけです。こういう形で、合同結婚式を繰り返して、二〇〇一年には天一国という地上天国を、完成したということになっています。二〇一二年に文鮮明が亡くなつて、その奥さんである韓鶴子というのが、現在リーダーになっています。

統一教会というのは、韓国の統一教、これもそうですが、キリスト教としては異端扱いで、たいした扱いにはなっていない。勢力も弱かったです。では、どのようにして教勢を拡大したのかというと、韓国においてもそうだし、日本においてもそうですが、保守的な政権に取り入りながら、反共活動の先兵として、活動しています。これは「勝共運動」と言っていました。韓国では朴正熙、日本では岸信介、笹川良一、こういった保守政治や右翼のフィクサー的人物と関わりながら、宗教と政治運動を両輪のようにして、拡大してきたというのが事実であります。安倍家三代がつながりの中心であつたということは、色々な形でいわれていると思います。安倍氏の著作である『美しい国へ』という、この原型的な部分が統一教会の初代会長である久保木修己の遺稿集『美しい国日本の使命』というところに何か重なっているような気もするわけです。統一教会に関しては、政治と宗教という形でさまざまな報道がなされ、組織票の差配であるとか選挙協力、こういうことも言われてきたということです。

統一教会とは、生まれたときは新宗教であります。これが徐々に拡大していきます。成長するに従つて、日本の統一教会の部分がどんどん小さくなっています。韓国、アメリカの統一教会の部分がどんどん拡大している。当初は、日本の統一教会、韓国の統一教会、ほぼほぼ同じ大きさだったわけですが、信者数は日本が多いものの、人事権あるいは財務、こういったものは韓国、アメリカに握られていて、子どもたちが、分割統治、それを韓鶴子が奪い取っている。しかし、三男は奪い返したという、理想の家族のほずですが、家族の仲は悪いわけです。こういうのが続いているということでもあります。

群盲象論、群盲が象をなでるということで、要は、統一教会というのはなかなか全体像が見えにくいのです。どの時点で統一教会を見ているのか、どの時点で統一教会と接したかによって、受け取り方が全然違います。ですから、統一教会が正体を隠す前の段階で、いろいろ活動していた、あるいは、韓国の言葉で知っている方は、似而非（似て非なる異端の意味 韓国語）宗教という言い方があります。ところが、一九八〇年以降、日本で資金調達組織に特化してきまして、悪行のために正体を隠さざるをえない。こういう時期を見ると、宗教を偽装した経済団体ではないか。信者が花売りしていますが、当初はこういう花売りとか、かわいい資金調達活動をしていたわけです。そのうち、高麗大理石壺とか聖本三千万、こういう物を販売するようになってきました。そして近年では、政治家との関係、これが強くなってきて、保守的なことを言い始めます。ということで、宗教右派という捉え方をする人も出てくわけです。政治団体としては国際勝共連合、宇宙平和連合・世界平和女性連合という形で続いていたということです。

また、統一教会は、企業組織と宗教法人と政治団体の多数の側面を持っています。宗教法人として、仮に解散されても、企業組織、政治団体は残ります。と同時に、さまざまな訴訟をかわすために、霊感商法は企業組織、販社、販売会社、ここで担わせる。あるいは、様々な人たちのリクルートというのはNGOとか政治団体、ここでやらせて、宗教法人に被害が及ばないようにしているのです。ですから、解散命令の請求に当たって、この構造で組織的に活動しているかどうかというのが問題になってくると思います。

後半は、被害者救済新法との関連でということでお話させていただきましたのですが、現在、与野党で協議され、政府が試案を出したところの救済新法ですが、これは、統一教会に特化した法案ではなくて、宗教団体一般に今後適用されます。そのことを、あまりメディアは論じてないわけです。宗教界もこのことに対して、十分自覚的ではないような気がいたします。

幾つか話題を取り上げたいと思いますが、このマインド・コントロールという概念を新法にもりこむかどうかとい

うことで、立憲民主党、維新はもりこまなきゃいけない。それに対して自民が躊躇しているという、これは公明もそうですが、こういうことを言われています。マインド・コントロールの内容に関しては、立正大学の西田公明先生が、社会的な影響力の行使、特にこの五点が問題だということで、情報・空間の遮断、恐怖感や無力感をあおる、こういうことを言われます。今回、これは直接的にはもりこまれてないのですが、実は裁判の中では、不実告知とか畏怖困惑、欺罔するとか、こういう言葉で、マインド・コントロールの中身に関しては、触れている部分もあります。権威者に依存とか価値観の転換ということを言いますと、これは様々な宗教にも該当することですので、マインド・コントロールという概念が持ち込まれると、宗教団体にも拡大していくという側面があります。

しかし、なぜマインド・コントロールを持ち込まないかという話ですが、不実告知、畏怖困惑、欺罔という、やり方でその都度お金を出したということであれば、これはいいわけです。そのうち信者になると、いちいちこれをやらなくても、お金を出すようになってしまいます。その場合、こういう信者さんは救われないのかということになってしまいますので、一度マインド・コントロールされた後は、その状態がずっと継続するのです。十年も二十年も続きます。こういう論理構成にしないと救済ができないということから、マインド・コントロールという概念を持ち込みたいという、こういう議論なわけです。

次に、家族の取消権という問題がありますが、これも具体的には二世信者の方々が、特に両親が信者のままである場合、自分たちに使われるべきお金を親が献金してしまう。これを取り戻したいということで、家族の取消権ということが議論されています。ただ、これを言うなら、債務整理の代理請求とか、こういう考え方を援用しているのだと思うのですが、対象者が成年後見人とか補佐人を付けるほどのいわば精神的に自律性が損なわれている人たちという前提がくるわけです。ですから、認知的に問題があるとか、重度の精神疾患を負っている方とか、そういう方々に対しては可能だとは思いますが、いわば統一教会の信仰を持っている、他の社会生活は支障なくおこなっている方に対す

る権利の制限です。財産を自由に処分することはできないと言ってしまうのは、私は少しやり過ぎ、言い過ぎではないのかと思います。宗教的な人格権、それを統一教会に対して認めるのかという話があるかもしれませんが、それはやはり私は、認めておかなければいけないのではないかと思います。これを行政とか裁判が否定してしまうと、信教の自由の問題に関わってくるのではないのかと思います。あとは、財産の処分に關して、家族のどなたかが異議を申し立てれば、それ取り消すことができるのかになってきますと、今、遺贈とか、宗教団体に対する寄付、献金、こういうものの取り消しというのが、今後生じる可能性もあるということでもあります。

次に「宗教二世」の問題です。これに關しては、正確に言えば、世界宗教の大半は、宗教文化の繼承であり、親から子へ、あるいは地域の文化が次世代へという形で繼承されています。なぜ今、この宗教二世という言い方が出てきているのかというと、特定宗教において、いわば子どもたちへの虐待、人権侵害が起きているから、これをクローズアップするために宗教二世という形で問題視されています。しかし、これを一般に用いられると、では伝統宗教とか新宗教でやっている宗教の次世代への繼承という、非常に力点を置いているところが、人権侵害の問題になってしまいうわけです。私は、ここについて宗教界が正確にアピールしていかないと、かなり誤解されることになってしまうのではないかと懸念しております。

統一教会は養子縁組というのを組織内で行っているとか、こういう問題も出ておりまして、子どもの福祉も大いに問題となっています。

最後の方になりますが、解散命令の請求によって、いわば統一教会の社会的信用が失われますので、政治家との関係が激減する可能性があります。そうすれば、問題としては改善しますが、解決には至りません。なぜかというところ、関連団体・任意団体は、そのままの形で残ります。何をもって解決というのか。結局、統一教会が霊感商法をやり、高額のお金を強要するのは、韓国へ送金するからです。ここをやめてもらえばいいわけで、ここをやめるためには、

日本が韓国に対して、ほぼ永久に植民地支配に対する贖罪をお金で払わなければいけない、という考え方をやめなければいけません。これをやめるのであれば、統一教会の教えとか文鮮明の言い分はおかしいのではないかとあって、信者もやめてもらった方がいいと思います。

ここまで統一教会の教義を批判すると、統一教会の信教の自由をおまえは侵害するのかもしれない話になりますが、この中身に踏み込まないと、統一教会の活動をストップさせることができないと思います。入信・回心・実践の最終段階で、高額献金だけを議論していますが、ここに踏み込まないといけないのではないのでしょうか。私は、宗教界はここに踏み込んで、議論していいのではないかと、そういう中で、統一教会の人たちと、どこで折り合いを付けていくのかということを模索するべきではないかと思っています。

金銭的な被害の回復に関しては、弁護士の方がかかるの活動をなされております。問題は、精神的な回復だと思っています。宗教的な悩み、あるいは人生の悩みを抱えている元信者、二世信者が多数います。ここに關して、宗教というものを踏まえながら、なぜ統一教会がいれば問題化していったのか。ここに巻き込まれて、あなた方はどういうふうに傷ついたのか。どういうふうに関復のステップを踏めばいいのか。これらを含めて、同伴者として対応していくためには、私は宗教というものを認識し、実践している人が主役になるべきだと思うわけです。

私は、ここに対して日蓮宗として取り組むべき課題ではないかと、こういう提言をさせていただきまして、私の発表を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

赤堀 どうもありがとうございます。多岐にわたっての発表でございますので、なかなかどこに絞って質問しているか非常に難しいですが、一点お伺いしたいことがございます。政治家がマインド・コントロールを部分的に用いて、マインド・コントロールの総体像というのは全然出てきていないような感じもします。

先生は以前から、宗教のリテラシーということを発言されていて、こうしたカルト教団に関して、それからマインド・コントロールに関して、国民全体がそして、日蓮宗の教師、信徒がリテラシーを持つということが、最も大事だということを主張されていらっしゃいます。政治的にはさまざまな動きがあり、我々がどこまで関与できるか分かりません。ただ、先生は宗教者の二十人委員会などで、島蘭先生などと政府に対して、働きかけられたということも含めて、この辺のことを少しお話しただきたいと思います。

櫻井 マインド・コントロールというのは、一般的に社会の中にありふれている情報での働きかけで、インフルエンサーという言葉も、インターネット社会の中で出てきています。人に影響を与えるような人とか、機関とか、色々あるわけです。今日の研修会にも、ある意味でそういう要素があるわけです。いわゆる統一教会のやり方と、現行宗教あるいは日蓮宗が言うところの教化というのは、どこが違うかっていうことなのです。そこを説明できなければ、同じマインド・コントロール、社会的影響力になっちゃいます。

私なりの答えは、教化（きょうけ）して、いわば教化（きょうか）（きょうか）でもいいですが、その人が自由に物事を発想できるようになるのか。その人の生き方が広がっていくのかどうか、そこもポイントだと思います。統一教会の場合は、そこが固められてしまわけです。自分で判断することが悪だと教えられます。結局のところ、隷従していくしかなくなってしまふ。その人の幸福感は下がってしまっています。これは教化（きょうけ）（きょうけ）でもないし、教化（きょうか）（きょうか）でもなく、宗教団体でやるべきことではないと思っています。その意味で、一線を越えた影響力の行使なのでこれは問題だ。こういう言い方にすれば、マインド・コントロールというよりも、もう少し分かるのではないのでしょうか。

赤堀 ありがとうございます。また法規制に関して、櫻井先生は非常に難しい問題があるとおっしゃっていました

が、具体的にはいかがでしょうか。

櫻井 人に対して影響力を与えていくというのは、いろんな場面であると思います。これを様々な形で法的に規制していくと、がちがちな社会になってしまうと思うわけです。規制によって、安全、安心を得られるという側面と、自由度が損なわれるという側面、このバランスの問題だと思います。このどちらを優先するか、どうバランスを取っていくのか、これはその社会の中でもっと議論をして、合意を取らなければいけない問題だと思うわけです。

法律だけで世の中が形成されているわけじゃない。もちろん、すごく大事なことです。我々は自主的に判断して、あるいはモラルとか、常識とか、色々なものの内心に従いながら動くという側面があるわけです。そのところをもう少し尊重しながら、信頼しながらやるというのが、私は宗教的ではないかと思っています。ですから、宗教者が、そこをさらに主張しなければいけないのではと思ったりもします。少し生意気な言い方で申し訳ありませんが以上となります。

赤堀 そのことに関して、私も同感です。今、まさしくそれを決定されようとしているときですが、政治家に対する働きかけという点では、先生、何かお考えでしょうか。

櫻井 ちょっとこれは、非常に大きな問題なので、後半のディスカッションの方に回させていただけないでしょうか。今、即答しない方がいいと思います。

赤堀 はい。ありがとうございます。それでは、櫻井先生のご発表と質問の方は、これで一応閉じさせていただきます。

す。

では次に、神奈川県常立寺の修徒であり、弁護士でもある服部先生の方から、「破壊的カルト宗教に対する法的規制とその限界」という表題で、ご発表いただきます。よろしく願います。

服部 初めての方も多いと思いますので、自己紹介から入らせていただきますと思います。神奈川県第二部常立寺の修徒の服部と申します。師匠が弁護士の水倉嘉行と申します。長く宗門、そして、久遠寺等の顧問弁護士をさせていただいておる私の伯父に当たります。私も、小さい頃から伯父の背中を見て、弁護士に憧れて少し苦労して弁護士になったのですが、そのあと、師匠の水倉の方から、僧籍も取ってほしいということ三十代の後半に言われました。父を早く亡くしているので、師匠の思いに応えたいということで、僧籍を取得するため得度して、平成三十年の第三期信行道場に入らせていただきました。

僧侶になった直後に、今、隣にいらっしゃいます神奈川県第二部楠山宗務所長の方から、カルトの問題にも関心を持ってもらいたいということで、お声掛けをいただきました。そのご縁で、今、紀藤先生とかとよくテレビで出ていますが、靈感商法対策弁護士連絡会の方に、去年、入らせていただいて、当初は、こんな問題になるとは思っており、割とのどかに会議に出ていましたが、今年の七月くらいから、急にばたばたとしてきて、これも一つの縁だと思っています。今後も、この取り組みを続けていきたいと思っています。今、自己紹介したとおり、僧侶としても弁護士としても、カルトの問題についてまだまだ勉強中ではありますが、私も今回、一緒に勉強させていただきたいというところで、力不足は承知の上ですが、お話をさせていただきたいと思っています。

早速ですが、今日は、次の五点ぐらいをお話したいと思います。政教分離という言葉、聞いたことがあると思います。政治と宗教、国家と宗教を考える。もしくは、宗教に対する規制を考えるに当たっては、政教分離というのは、

やっぱりベースになる議論だと思います。ここで皆さんと、中身を少しだけ深く見てみたいと思います。それから、宗教と政治の関係を考える。これはここで結論を出すような話ではないですが、どのように整理するべきか、少しお話しできればいいかと考えております。

さらに、日本の破壊的カルト規制の現状。今の法律はどうなっているのか、そして現在議論されている法改正、これは今、櫻井先生の方からだいぶお話があったので、このあたりは割愛させていただきます。そして最後に、伝統教団に今何が求められているのか。そのあたりを、論点出しくらいさせていただければと思います。

信教の自由は憲法二十条に規定されています。「信教の自由は、何人に対してもいかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」と書いてあります。二項を飛ばして、三項「国及びその機関は、宗教教育その他のいかなる宗教活動もしてはならない」と書かれております。

次に、憲法八十九条「宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のために公金を支出してはならない」と規定されています。これが、政教分離を財政面から規定されているものです。

政教分離の目的ですが、言うまでもなく、一人ひとりの信教の自由を保障するため、強化するためです。とりわけ、無宗教者や少数派の宗教に対する迫害を防ぐという側面が強いです。軍国主義に歯止めをかけられなかった戦前の反省から、この政教分離の原則が取られているということです。

では政教分離、国家と宗教の関係は一切認められないのかという点ですが、有名な、津地鎮祭事件というのがありまして、最高裁まで争われた事件です。どういう事案かというと、三重県津市の体育館を作るときに、神道式の起工式を行いました。それに対して市長が参加し、七六三〇円の公金を支出し、これが政教分離に反するということで、市民が訴えたという事件でした。この事件につき「目的効果基準」ということを判示した昭和五十二年の最高裁判決、これは憲法を勉強する人間は誰でも勉強するものですが、「その行為の目的が宗教的意義を持ち、かつその行

為の効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になる行為」。これに該当しない限りは許されると、そういう判断をした最高裁判決です。

では先ほどの起工式に市長が出席して、公金を出した。これ、違憲と判断されたでしょうか、合憲と判断されたでしょうか、どうでしょう。最高裁は、「その目的は専ら世俗的なものであって、その効果は神道を援助、助長、促進するものではない」ということで、合憲と判断しました。ただし、最高裁の裁判官十五人のうち、五人の反対意見が付いた、非常に判断が分かれる判決となりました。憲法には、さきほどのように書かれています。目的が世俗的かどうか。そして、効果が特定の宗教団体を助長するものかどうかで判断されることになります。こういった、政教分離の趣旨とか正確な中身、これは宗教家としてもしっかり押さえておくべきで、この議論をベースに、今、行われている様々な政治と宗教の問題、国家と宗教の問題というのを見ていく必要があるのではないかと思います。

では、政治と宗教の関係を少しだけ考えてみたいと思います。過去に、安倍元首相がビデオメッセージを統一教会に寄せた事例があります。まず、政治の側から宗教に関わることは、一切認められないのか。日本国政府、すなわち国家権力が宗教に関わることは、これは政教分離原則が当てはまりますので、原則としては許されないということです。では、国会議員や地方議員、今回色々な人が色々なところで挨拶をしたことが批判されていますが、これは政教分離とは無関係とっていいと思います。政教分離の「政」というのは、政治の「政」ではなくて、「政府」、国家という意味です。国家と宗教の関係を否定したのが政教分離であって、政治家個人と宗教の関係についての話ではないというところを、誤解のないように押さえておくべき必要があるかと思えます。では、なぜ挨拶したことが、憲法上禁止されていないのに、責められているのかというところをよく考えて、整理する必要があるかと思えます。

先に言ってしまうですが、逆に宗教が政治の方に近寄っていく。これはどこまで認められるのでしょうか。宗門の総長様の声明であったり、決議を表明すること。政治家と接触をすること。政界に政治家を送り出すこと、特定の政

党を支持すること。色々なレベルでの政治への関わりがあると思います。これは、基本的に憲法上、法律上は違法、違憲ではないと言えます。

統一教会が政治活動を行うこと、なぜ批判されているのかというところを、きちんと押さえるべきと考えます。宗教団体だからいけない、そういうわけではありません。教義がおかしいからだめだということではないわけです。なぜ統一教会が政治活動をするのが批判されているのでしょうか。皆さん、もうお分かりと思いますが、先ほど赤堀所長の方からお話があった、「破壊的カルト」だからです。宗教の名を借りて、人権侵害を行い、違法行為を行っている。そして政治を利用して、多くの被害者を生み出している。ここそこに、政治に関わることの批判が集まっています。そこはきちんと押さえておくべきであって、宗教だからだめ、そういうことではないのだということを、ここで確認しておく必要があるかと思えます。ここを混同させてしまうと、この問題は整理ができなくなってしまいます。メディア報道を見るなかで少し気になっていたことなので、この場を借りて整理させていただきました。

当然わが宗門は、破壊的カルト教団ではありません。では、日蓮宗が政治活動をする、政治に関わっていくことは、カルトじゃないから無制限に許されるのでしょうか。これについては、わが宗門も、そして我々も一人の宗教家として、統一教会問題を機に考えていかなければならないと思っています。

一つの視点として、政治を利用しないで、正しい教えというのは広まるのか。やはり人々の生活と政治というのはとても密接に結び付いているので、正しい教えを広めるためには、政治の力が必要なのではないかというのが一つの考え方です。ただし、宗教は常に政治と異なる視座で社会と向き合うべきではないかという点も逆の視点として必要だと思います。これは、ここで議論することかどうか分かりませんが、やはりここについては、今回の統一教会の問題を機に、それぞれが、そして宗門としてもしっかり議論をしていく必要があるのではないかと感じています。

次に、破壊的カルト規制の現状について、簡単にお話していきたいと思えます。ご存じのとおり、解散命令が今、

宗教法人法上の規制として議論されています。解散命令の実例として、オウム真理教と明覚寺の事件しか出たことがないということは、テレビ等でご存じの方も多いと思います。

解散命令の要件ですが、宗教法人法八十一条には次のように書かれています。「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」。また同条第二項には「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」。この要件に当てはまれば、解散命令が出るという規定になっているのですが、読んでいただいて分かるとおり、「著しく公共の福祉に害すると明らかに認められる」、「明らか」という言葉も、それから「公共の福祉」という言葉も「法令」という言葉も含めて、非常に抽象的な規定になっています。

これについて、オウム真理教の解散命令事件の東京高裁判決は「法令等」意味について、「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するものである」と、法律を少し具体化して、判決を出しました。文科省の宗務課は、この判決に「刑法等」、それから「禁止規範」、「命令規範」と書いてあることから、やはり刑事事件の有罪判決が教団のトップに出ている案件しかできないという解釈をずっと取ってきたわけです。それを今回、岸田首相が一夜にして、民法の不法行為も含まれると解釈を変えたことから批判されたというのは、報道等で皆さんもご存じのとおりかもしれません。

今回、統一教会に解散命令は出るのが焦点となっていますが、これは裁判所が判断することになります。統一教会の組織的な責任、民法の不法行為を認めた賠償判決はたくさんありますが、教団トップが刑事事件で有罪になったことはないということがネックになっております。法律家の感覚として、解散命令というのは、宗教団体そのものをつぶしてしまうわけではなく、法人格を取り上げるだけであります。税制上の優遇を取り上げるだけなので、ペナルティとしては、それほど効果があるわけではなく、決定的に教団自体をなくしてしまうわけではありません。そう考えた場合、もう少し要件を緩やかに解してもいいのではないかというのが、多くの法律家の考え方だと思います。

刑事事件に絞るべきだというのは、先例を作りたくない、チャレンジしたくない役人の弱腰な考え方であって、これだけの社会問題になっているので、裁判所はもう少し踏み込んだ判決を出すのではないかと考えています。

質問権・調査権については、強制力が低く、実効性については疑問がありますが、そこでどういう回答が出てくるのかを、宗務課としては見ているのかと思います。反論の機会をあらかじめ与えて、訴訟になったときの材料を集めるのが目的ではないかと思っています。

高額献金に関する規制は、消費者契約法四条が規定しており、これかなり独特の表現をした法律ですが、取り消しができる期間が五年と短いです。マインド・コントロールを受けているうちに取消権を行使することはほぼできないことと、本人に代わって家族が取り消すことはできないということが問題になっています。

現在行われている改正の議論については、櫻井先生にお話いただいたので、割愛させていただきます。私も、被害救済に取り組む法律家でありながら、かなり議論が危なっかしいと見ています。本当にマインド・コントロールの定義ができるのか。立憲・維新案というのは、「自己の財産に著しい損害を生じさせる利益供与を誘導されるような精神状態にある者」みたいな定義をしているようですが、どうやってこういう精神状態を認定していくのが非常に難しいです。ましてや刑事罰が規定される場合には、罪刑法定主義といっぺかなり明確な文言が求められるはずなのに、こういった抽象的な要件を定めているのかというのは、法律家としては非常に気になる場所ではあります。

家族の取消権も、親が真摯に寄付・布施をしたのに、子どもが無制限に取り消しているのかどうか。我々をはじめ他の宗教団体にも大きく関わってくるのだと思います。上限を設けるのかどうかというの、檀信徒に年収を聞くのかどうかとか、死を間近にして、経済的に余裕がある方が大きな寄付をしたいという場合に、それを家族が取り消せていいのか。寄付・布施それ自体、本来とても尊い行為という部分もあると思うので、それを統一教会の被害救済だけで、拙速に議論してよいのかというのが、私の率直な感想でございます。

最後に、伝統教団にいま何が求められているかについて少しお話させて頂きます。やはり破壊的カルト宗教との違いを伝統教団がしっかりとアピールする必要があるのではないかと思います。宗教の価値を、今この時期だからこそ、改めて発信する必要がある。対岸の火として見ていただけだと、ますます宗教離れに拍車をかけてしまうのではないかと思います。社会や檀信徒さんで、「やっぱり宗教って怖いよね」みたいに考えている方たくさんいると思うのですが、「やっぱり違うんだ、宗教ってとても意義のあることなんだ」と思っていただけるよう、伝統教団がしっかりとメッセージを送ることが大事な視点ではないかと思います。

それから被害救済、被害予防に向けた活動はさきほどご紹介のあったNCP Tや総合相談所の窓口を設けていただいていると思います。それと他の団体との有機的な連携なども図りながら、積極的にこの問題に関わっていき、伝統教団に対する加度な規制にならないようチェックを入れていく。ただしそれだけだと、自分たちの保身だけを考えていると取られてしまいますので、やはり積極的な被害救済に取り組んでいく。それから、国家や政治との関係について、今回を機に改めて問い直すということが必要ではないかと思っています。ご清聴ありがとうございました。

赤堀 どうもありがとうございます。服部先生には、政教分離の政というのは政治でなくて、政府だという、私も政治だと思っていました。こういう細かい言葉の規定というのも大事だとお伺いいたしました。

先生にちょっとお伺いしたいのは、話の中でも少し触れられると思いますが、仮に解散命令が出た場合、法人格の取り消しが行われても、天宙平和連合、世界平和女性連合など、NGOという形で、教団は形を変えて生き残って活動を続けていくと言われています。そうした点に関して、何か法的に対応、対処の方法あるのかどうかについてお伺いしたいと思います。お願いいたします。

服部

宗教法人としての法人格を取り上げられても、宗教団体として残るといえるのはやむをえないことだと思います。そこには、出発点に戻るのですが、やはり宗教の自由というのがあるわけです。そこで、法人格はないけど宗教団体として存続していくことを潰すのは、制度上なかなか難しいことだと思いますし、関連団体も生き残ってしまいうのも、今の法律の中で手が打てるかというと、それは多分できないのではないかと思います。

もともと、やはり法人格を奪うことによって、かなりの勢力の減退が期待できるのではないかと思います。しかもこれだけ今回のことで大きく報道されれば、新たな被害者というのはかなり減らせるのではないかと思います。ただ、現在もまだマインド・コントロール下にあつて、その方々をどう救済していくのかという課題も残りますし、団体としての息の根を絶つというところに関しては、今の法律では、やはり難しいのではないかと思います。

赤堀 ありがとうございます。先生が話で触れていた伝統教団と政治活動に関しては、後半でまた皆さんとご一緒に討議させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは続きまして、楠山先生から「青少年心の相談室 カルト対応の現状 へカルト二世 宗教二世 信仰と離反の中で」どうしていいのかわからない二世たち」というタイトルで、お話しいただきます。よろしく願います。

楠山 私からは現場の事例を中心にお話しします。特に、この統一教会問題を含め、この時期にカルト二世の問題がメディアで大きく論じられています。その部分の事例について少し紹介をしながら、この問題のどこを注意しなければならぬのかを論評していきたいと思います。

「カルト二世の苦痛とは」というテーマで、『仏教タイムス』に記事を載せさせていただきましたが、一番大きな問題点は、本人ではなく二世であるというところ、本人の意思ではないというところにあります。

特に一つお話をしておきたいことは、この思いを秘めたまま、何年も何年も苦しんで生きてきて、時には死にたいと思うまで追い込まれていく。そういう二世の人が、この問題で表に噴き出してきたというのは、ある意味でいいことなのかと思います。ただ、その数があまりに多いので、実はびっくりしています。これはただ、統一教会だけではなくて、オウム二世の問題、あるいは創価学会二世の問題、エホバ二世の問題でもあります。全ての二世が今回の問題で、表に噴き出してきて、本にしたり、詩を書いたりということを多くして、表現をしています。そういう部分で、私のところにも数多くの信徒が、救済を求めて来ているので、少しお話していきたいと思います。

特に、今回の二世の問題もそうですが、カルト問題の一番大きなポイントというのは、被害者である人が加害者になる二重性の問題かと思っています。これがカルトの大きな問題で、今回も二世で苦しんできた被害者、これが安倍元首相を襲撃してしまったという加害者に変じていくわけですが、元々は被害者です。今回のこういう問題に限らず、特に統一教会の二世だけではなくて、合同結婚式で約七千人が韓国に行っています。その中で、犯罪性が生まれてくるし、結婚によって多くの犠牲、特に金銭的なトラブルや国籍の問題などが挙げられています。

このような問題に対して、私たち宗教者は重視していかなければならないと思います。本宗寺院の娘さんも、実はウルグアイなどに行っており、帰ることもできず、そこで働かされています。その数は二千人ともいわれています。

これは目に見えない、マスコミが報道しない中で、実はたくさん被害があります。こういう中で、今回は特に二世に絞ってお話をさせていただき、事例をご紹介します。

まず、今言ったように、統一教会だけでなく、色々なところにその問題があるということです。私が今回の問題で、悪い宗教とか危ない宗教とか、人権を無視する宗教だという形で、この問題を通して攻撃するのはいいですが、下手をすると、宗教全体がそう見られてしまうというところに、我々はポイントを置いて、しっかりと日蓮宗としての論評をしていかなければいけないだろうと思います。

それは言うまでもなく、宗教というのは、日蓮聖人の宗教もそうですが、人を救い、人を安心させる宗教でなければならぬということです。それを逸脱した行為、反社会的な行為、先ほど言ったようにカルトの定義にも関わってきますが、そういう破壊的な行為、例えば、人権を無視してその人間の人生を駄目にしてしまう、多額の借金によって家庭を壊してしまう、そういう色々な問題が起きてくることを、私たちは「破壊」という言葉を付けてカルト問題として取り組んでいるというわけです。

それは、私たちからいえば明らかに宗教違反だという言葉で表現をしたいと思います。何をもって宗教違反とするのかというのが、これからの定義によりますが、もちろんそれは人権を無視して、「破壊的カルト」化する行為です。今言ったように宗教には安心感、安心なる場所として、人を救うという目的があります。宗教により多くの人が救われているという事実があることも認識しておかなければいけません。それをすべてひとくくりにして、宗教が危ないものだと見られることが一番悔しい思いをします。だからこそ、宗教者はこの問題に向かって取り組んでいくことが必要です。その他にも報道等の問題や、予防と啓蒙の問題に対処していく必要があります。それについては後のテーマの中で、宗教教育をどうするべきかという問題も含めて、提言をしたいと思います。

報道については、私のところへ来る取材陣が必ず、元信者とか、現役の信者とか、信者と会わせてくれという依頼を提示してきます。これは、日本の報道の一番悪いところで、例えばイギリスとかドイツの報道だと、どうやったら「日本の宗教からこういう問題をなくすことができるのか」とか、「どういうことに注意して予防をしているのですか」という質問が出てきます。日本のマスメディアにはまず聞かれない質問です。そのことだけに注目をして、元信者に会わせてほしいとか、元信者の意見を聞きたいなどというセンセーショナルな報道の仕方の問題、今回も教団名を挙げないで、最初にスタートしたところも、大きな問題です。こういう問題にも触れていかなければいけないし、こういう過ちをうやむやにすると、宗教全体を誹謗中傷してくことになってしまうというところに注意をしなければ

ならないと思います。教育については、また後で論評します。

ここからは事例を紹介します。二世問題は、教団によって幾つか違うように感じました。今回、様々な教団の二世をカウンセリングする中で、まずカウンセリングの問題について触れますが、マインド・コントロールがあるのか、ないのかという論評がされていますが、ないわけがないです。何をもってマインド・コントロールを証明するのかと言われると非常に難しいです。でも、面と向かってマインド・コントロールにかかって、マントラを唱えてカウンセラーをする、転身したいって騒いでいる信者に対して、それを解いていく。時間をかけて、教義説得したりしながら、解いていくことができたのですから、マインド・コントロールはあります。でも、それを科学的に証明することは難しいということです。

これを法律の中に認められないと、今回の規制法の中にも、マインド・コントロールという言葉は入ってこないでしょう。オウム裁判のときもしかり。もしそれが認められたなら、十二人が全部、いっぺんに死刑になることも、まして教祖と一緒に死刑になることはなかっただろうと思われれます。マインド・コントロールという言葉が法の上に載るかどうかが、日本のこれからの宗教問題を捉えていくための線引きの中で、一番大きなポイントになっていくのかと思います。

それを踏まえて二世の問題に入ると、まず創価学会の二世の問題で一番感じたのは、二世であろうが三世であろうが、その中で育ってきたことによって、独特の競争心とか、批判心を身に付けていくことです。これは、本人は教団をやめても、なかなか直らない。一つの発育の中で埋め込まれていく性格になっていくが、あるいは人格の問題にも発展していくのかと思います。これは創価学会の人の場合は、特に強く感じます。

エホバ二世の場合は、社会に戻ったときに社会的適応力が非常に乏しくなっています。教団の中で育つことによって、社会常識的な判断や対応ができなくなる。例えばお葬式に何を着て行ったらいいのか、どういう服装で行っ

て、何をすればいいのか、お焼香はどうやってすればいいのか。そういうことが全く分からないで、大人になっていてしまつて、そこで恥をかくというか、こんなことも分からないという形で適応ができなくなってしまうということもあります。私のところに来た男の人はそうでした。

統一教会の二世の場合は、教団内では幹部の子どもと一般の会員の子どもでは、やはり差別があります。いじめを受けてかなりつらい思いをしています。そういう意味では、合同結婚式の両親の中で育った一例を挙げますと、三人の子どもがいて、下の二人は韓国の高校、大学へ進んだ。一番上の子は、小さいときから教会に通わされて、そこで差別されたり、批判されたり、好きな人がいても、恋愛することも許されなかったということに耐えられなくて、元の高校へ行つて中退した後、家出をして自立の道を歩んでいった。でも、この子にも当然トラウマは残っているわけです。脱会後、好きな人ができて、恋愛関係になって、結婚をするという段階で、その家庭との大きな問題が生まれてきてしまったということです。

そのときに一番びっくりしたのは、教団の中では「学生会」というのがあり、その中で大人から批判されたり、いじめに遭つたり、宗教儀式が間違えれば、後ろから蹴られたりしました。また、恋愛関係が禁止されても、幹部の子どもたちはそれが認められていたり、そのような事態が中で起こっています。この人が家を出て結婚する段階で、大きな反発や反対があつたりしたときに、私はこの人がいた教団に電話をして、「小さいときからおたくに通っていたのですが、この子が教団にいた事実、そのことについて、会員として脱会をさせてほしいのですが」と申し入れをしました。「二世は入信してないから脱会をする必要がない」という返事が来きたわけです。

散々子どもの頃からそこで教育されて、嫌がらせを受け、つらい思いをさせられて、自分はつきり会員だと思つていたら、実は入信していないから会員じゃないと言われるわけです。私は少し頭にきて、「では、会員ではない証明書を出して下さい」と言ったら、ちゃんと証明書を出してきました。「世界統一連合の会員である誰々夫妻の長女

である誰さんは、当会員ではないことを証します」という文章が届くわけです。こんなことが、実際あります。ひどい話です。二世としてはたまらない。これは喜んでいいのか、悲しんでいいのか、分からないです。本人は大変悔しがっていました。今まで自分は何のために、悲しんで苦勞してきたのかということです。このような事実がありました。

今の事例は統一教会で、このことで、結婚は無事にできたのですが、トラウマはいつまでも持っており、今回の件でのトラウマも大きいです。次に、オウム二世の問題も少し話したいと思います。この人は五歳の時に、お母さんに連れられて教団に入り、十七歳で教祖逮捕があり、解散して社会に出たときは、もう十九歳を超えていました。社会へ出て一番の問題は、オウムの中で育った子どもそうですし、こうやって連れて入られた子どもそうですが、その中で育ってしまうと、例えば言葉については、オウム用語で話したいという思いが生まれて、色々なトラウマが起きてきます。この子も実はそういう部分で社会適応ができず、アレフにまた入ってしまいました。そこでも散々苦しんで、アレフを出てきて、私のところへ来たというのが経緯です。その子が書いた詩があります。詩を読んで、皆さんにはこの心情を判断していただければと思います。

隣のあの人

「死刑囚の執行が行われました」。スマホのニュースに速報が流れた。私は、はっと顔を上げた。常磐線に乗車していた私は、ちょうど東京拘置所の前を通りすぎるところだった。無知な私は、亀有に引越して来るまで、お隣に拘置所があることを知らなかった。周囲はスマホ画面に夢中で、誰も気にかけない。あの場で、人生の幕を下ろした人がいることを。

オウムで、あの中で亡くなった人は、優に三十人、四十人を超えます。修行と称して、死んだ人がいっぱいいるっていうことです。それをこの子は体験して、自分も修行をしています。

親の影響で子どものころ在籍をしていて、今でいう宗教二世というものだ。親から離れて数日間セミナーに入る時は、彼らが保護者で常に気にかけてくれた。「Aちゃん、大丈夫」、少し大きくなると苗字にさん付けで呼ばれた。今でも声を鮮明に覚えている。戒律違反になるドラゴンボールのカードを持ち込み床の上に盛大にばら撒いても、怒らずに一緒に拾ってくれた。奇しくも坊主頭の彼は、ドラゴンボールのキャラクターに出てくる天津飯みたいで好きだった。報道写真に出る悪鬼と、私の記憶は結びつかない。そのことに思い悩んだ。

こういう詩を書いているのです。

これは、脱会したオウムの信者、一世も同じです。例えば海岸でバーベキューをやっているときに、富士山が見えると涙を流して、「あそこにまだ私たちの仲間がいるんだ」とか、「あそこで苦労したんだ」とか言って泣く人がいます。こういうカルトと呼ばれる教団の中に思いがある。そこが故郷化する。ある信徒は麻原が死刑になったときに「僕も死刑にしてください。なぜなら、僕を初めて男として認めてくれたのは、麻原さん。だから私の父親と同じなんです。父親が犯罪者ならば、私も犯罪者になるべきです」と言った言葉が、すごく印象に残っています。

沢山の被害者を出した歴史的事件。教団を決して許しはしない。私の家を無茶苦茶にし、在籍したことが罪だと糾弾され、加害者側に立つことを背負わされた。恨まなければいけないのに、何故か目に熱いものが込みあがる。否定しなければ……。しかし、しかしだ。私の脳裏には彼らの真剣な眼差しと笑顔が脳裏から離れない。一面だけを見ているに過ぎないのかもしれない。この答えは一生出ないだろう。世の中全てを敵に回してしまったお隣さんたち。今だけは素直な気持ちで……。どうか次の世界で、やり直してください。私が生きている間は、覚えておきます。心の中で手を合わせ、別れを告げる。

分かりますか。これが脱会信徒の苦しみです。このような中で育った故郷、それがカルトです。その思いが、なかなか消えずに苦しんでいる。このことを私たち宗教家はしっかり受け止めて、この人たちをどうすれば安楽な、安心

できる、安穩な世界に導いてあげられるのか、が大きなテーマではないかと思っています

厚生省が出した法に関する通知で、「親の信仰が理由でも『虐待は虐待』。宗教二世の問題」とあります。宗教二世という言葉の使い方が、いいのか悪いのかを考えてほしいと思います。カルト二世の方がいいのか？ これは、今後の宗門でも大きな問題です。今日のカルトとか、マインド・コントロールという言葉と同じように、宗教二世というと、我々は宗教何世になるか分かりません。これが悪いというイメージで受け止められてしまうことに大きな問題があるので、この言葉について少し考えなければいけないと思っています。

統一教会のダミーは一〇〇以上あります。ダミーというか、関連団体という言い方をしていますが、こういう問題に対して、宗教二世の当事者たちからは、相談所とか警察に親の虐待行為として訴えても、宗教を理由に対応してもらえなかったのが、今までの事実です。宗教二世に生まれた子どもたちは、信仰や結婚、進学の自由の選択ができない。親から強制されることもあります。当事者は児童虐待防止法の虐待の定義にどのような意見が、今出されています。「宗教二世の苦しみは、親を介して行われる宗教教団による大きな意味での虐待ではないのか。これはもう当然だろう」これは、江川さんのメッセージです。第一段階はここまでで、これは現場の声だと思って、聞いていただければありがたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

赤堀 どうもありがとうございました。宗教二世の悩み、苦しみ等を直接聞かせていただきました。こうした中で、宗教虐待、今、先生が最後に述べられましたのが、例えば、キリスト教の幼児洗礼ですとか、あるいは仏教の僧侶の幼児出家、稚児出家というのか、正式な名称は分かりませんが、そうしたものとダブって聞こえてくるところがあります。

そうした既成の教団と、いわゆる破壊的カルト教団の扱いの違いというものは、やはり積極的に発言して明確にし

ていかなければいけないと感じさせていただきました。

最後に、先生からいただいた資料の中で、「カルト問題への日蓮宗としての対応」がありますが、先生は宗務所長などを歴任されており、行政面にも携わっていらっしゃいました。そうした面から一言いただきたいのですが、お願いいたします。

楠山 これは幾つかの問題がありますし、現に今、日蓮宗の中では、カルト対策という委員会が出来上ったところです。実はもう数年前にできていますが、まだ大きな活動としては、目立ったものがありません。服部先生にも入っていただいておりますが、こういうものは社会救済という形で外へ向けての活動を開始しないと、本来の意味をなさないのではないかなと思います。また、日蓮宗の中にある総合相談所が、こういう問題に対してどこまで対応できるのかといえば、実はほとんど対応ができてない。こういう問題に取り組んできたときに、救済の手を差し伸べてあげられる環境を整備していかなければいけないだろうと思います。

それからカルト問題を簡単に見えないで、各部署がそれぞれ連携を取って、しっかりと自分たちの問題として定義しながら、また、反省をしていきながら、救済という本来の日蓮聖人の宗教観へと導いていかなければならない責任があるのではないかと感じております。

赤堀 ありがとうございます。まだまだお聞きしたい点がありますが、時間が押していますので、次に移らせていただきます。

それでは、最後になりますが、日蓮宗現代宗教研究所研究員の水谷進良上人から、タイトル「日蓮正宗界隈の信仰をめぐる」ご発表の方を、お願いいたします。

水谷 よろしくお願いいたします。私は、統一教会問題というものに明るくありません。ただ、少し創価学会問題に関わっていますので、宗教者による国家への働きかけ。日蓮宗でいえば、日蓮聖人は三度の国家諫暁をなされました。日蓮聖人の直弟子たちも、『立正安国論』に申状を添えて、幕府や公家・武家等に、諫暁をなされた歴史を有します。そういう教団に属する私たちが、いわゆるカルト問題をどう考えていけばいいのか。それらのことについて私なりの考えを述べさせていただきたく思います。

先日、佐渡で住職をしている友人から、顕正会が佐渡の全世帯に『顕正新聞』を配ったという報告が来ました。私の友人のお寺だけならともかく、檀家の家、はたまた郵便局にも送られたというので、おそらく無差別的に全世帯へ送付したのだろうとことです。島民五万五千人。手間も金もかかる行為です。

また昨年、宗務院からの帰り道、京急蒲田駅付近で顕正会の婦人部が雨の中、傘をさして『顕正新聞』を配っていました。我々はそういう人達を「頭のおかしい人だ」「カルト宗教だ」と、色眼鏡をかけて見がちですが、彼らも家に帰れば、家族がいる普通の一般人です。敵対する宗教から罵声を浴びせられることもあるだろうし、道ゆく人から白い目で見られ恥ずかしいと思うこともあるでしょう。それは自分に置き換えてみるとよく分かります。私がその人に活動の原動力を尋ねると「広宣流布です。大聖人の誓願でしょう。これを見て恥ずかしいと思うならば日蓮宗は本気で広宣流布をする気はあるんですか？」と言われ、返す言葉がありませんでした。私たちは彼らの思想ではなく、真剣な態度で広宣流布に取り組む姿勢について、学ぶべきこともあるということを、この界限に身を投じるようになっ
て、感じています。

創価学会、顕正会では、『立正安国論』が重んじられています。それは、母体となった日蓮正宗が安国論を重んじ、宗教活動を徹底していることに由来します。我々が言う御会式は、日蓮聖人が入滅された日、御遠忌という考えで、御報恩の誠を捧げますが、日蓮正宗は日蓮聖人が末法本仏の本地を顕された日であると見、慶事として祝います。よ

って参列者は黒スーツに白ネクタイで装い、「本日はおめでとうございます」とその喜びを表現します。また御会式法要においては、必ず『立正安国論』を奉読し、それと共に大石寺諸先師が安国論と共に公家や武家へ提出した「申状」を読み、その功を讃えます。その意味は言うまでも無く、門流先師による安国論を用いた諫暁活動に習い、破邪顕正、広宣流布の誓いを深めるといふ考えに基づいています。

また彼らは、『立正安国論』における「設ひ五逆の供を許すとも、謗法の施を許さず」という教示を遵守しており、日蓮正宗の資本は全て、日蓮正宗の信仰を持つ人からでないと受けてはいけないことになっています。所謂不受不施の思想ですが、分かり易い例で言えば、正宗の寺院には賽銭箱がありません。物見遊山や観光目的の人にお金を置いていかれると、安国論の不受不施義に背くことになるからです。「観光とはいえ、お寺にお参りに来たのだから信心はあるだろう」という柔軟な考えは許されず、日蓮正宗では受戒を授かった者のみを正式な信者と見、それ以外の者に施すことも施されることも謗法罪として厳しく誠められ、またその指導は、末寺や信徒にまで浸透しているのです。御朱印も当然受け付けません。

このような徹底した安国論至上主義とも言うべき態度は、社会的には「なんだかつつきにくい」「カルトチックだよな」などと、今の時代に受け入れられにくいというのも事実である一方、日蓮聖人の信仰を護るという信仰者の姿勢としては見習うべき点もあるように思います。彼らは在家という身でありながら、広宣流布に対して真面目であり、それに対し硬派な姿勢をもって實際取り組みでもいます。「身延派の坊主、おまえ達はちゃんと御書に倣って大聖人の教えを実践してるのか」これは私が、彼らに何度も言われた言葉です。お寺の行事、檀信徒との関係に専心没頭する僧侶と、安国論に基づき破邪顕正・広宣流布を目指し外へ向けて活動している彼ら。こういう現実があるというのも一つの事実かもしれません。

他者を批判するということは、同時に自分達の襟元を正すことも求められます。彼らの行動をカルトチックと揶揄

することは簡単ですが、日蓮聖人の教えを尺度とした場合、彼らの行動全てを一概に否定できるのででしょうか。もちろん、日蓮正宗が誇示する唯受一人血脉相承や戒壇本尊への信仰。顕正会が目指す国立戒壇。また創価学会が主張する宇宙生命論などの教義は、日蓮聖人の標準遺文に無いばかりか、そのような思想は義としても存在しないため、それをあたかも日蓮聖人の随自意かの如く喧伝することには異を唱えなければなりません。また、過去に創価学会が起こした、言論出版妨害事件などの反社会的活動に対しても糾弾しなければなりません、「正直捨方便」として、他の宗教を誡め、法華経をたてられる折伏思想は、他ならぬ日蓮聖人が用いられた布教法です。

私たち日蓮宗はよく「立正安国論の精神で」と、安国論を旗印として用いますが、それはほとんどの場合、正法婦依という一面のみを使っている場合が多いように見受けられます。つまり、こんな世の中だからこそ、法華経お題目を唱えよう、広めようというニュアンスのみが扱われ、安国論のもう一つの趣旨である謗法禁断という誠に目をつぶっているのは、社会には適応するかもしれませんが、祖意にかなうとは言えないという彼らの原理主義的考えは、一概に否定できるのででしょうか。さりとて、それを権威的に振りかざすだけでは、盲目的な折伏マシーンしかできず、折伏を隠れ蓑にした罵り合いに陥ることは、正宗・学会・顕正会の三者の有り様を見ていればよく分かります。

昨年、池上本門寺の山門の前で、創価学会出身の法華講師が配っていたビラに「このお寺、会館の南妙法蓮華経は全くご利益はありません。それはあたかも木の幹から折れてしまった枝葉は養分が流れず枯れ果ててしまうのと同じです。真実の日蓮大聖人の、南妙法蓮華経はただ一つ、日蓮正宗大石寺のみ伝わっているのです。真にご利益がある仏法の話聞いてみませんか。ご連絡をください」と書かれていました。私の知り合いがこれをもたらったのですが、同じ日蓮門下、同じお題目を奉じる教団でありながらも自門の正嫡性に固執しすぎると、こういうカルト化が起きる。このあたりのバランス感覚、さじ加減を慎重に見極めながら、なぜ創価学会ではいけないのか、じゃあ日蓮

宗は正しいといえるのか。これを教条的でない形で伝える作業が何より難しく、また時には自己批判も伴う作業でもあるということが、私が彼らと向き合い生じた感想です。

世俗的、また通仏教的な価値観から論じるだけなら、巷にあふれる創価学会批判と同じであって、日蓮教学という共通の場から論じることが、同じ日蓮門下としてのつとめであるように思います。

赤堀 どうもありがとうございました。月刊『文藝春秋』十月号で、「統一教会と創価学会」というタイトルで本が出版されています。ここでは、統一教会と創価学会を併記することによって、同意点を明らかにするという意図があったと思いますが、一般から見れば、同じものを持っているという形での印象として受け止められます。

水谷 上人は、こうしたものに組み組んでこられて、こうしたものに関しては、どのような感想をお持ちでしょうか。

水谷 確かに外から見れば同じ新興宗教という括りですし、学会の規模の大きさ、社会への影響力から考えると、そうした方が一般からの関心は持たれると思います。また、今回白日の下に晒された自民党と統一教会の関係性は以前からフラストレーションとしてあった、公明党と創価学会の関連性について、改めて世論に問われるきっかけになったように思います。

ただし決定的に違うのは、自民党×統一教会は票が欲しい議員と、媚びを売りたい統一教会という癒着構造に過ぎませんが、公明党×創価学会は、頭からつま先まで一心同体ということではないでしょうか。

また、統一教会と創価学会でよく言われる金の問題ですが、学会では毎年一回、任意ではありますが、一口一百万円の財務・広布基金ともいう献金があります。昔は三桁財務とか四桁財務という、そういう言葉があるくらい、何百万、何千万という財務を煽ったという事実はあります。ただ、今はそういう搾り取るような煽りは、現場の声を聞く

限り少ないようです。この財務の特徴は、職員などへの人件費に充てられない事です。会計が未公表なので実際の運用はわかりませんが、一応はそういう決まりになっています。また財務漏りが難しくなった背景は、公明党が政治与党にいるということもあるでしょうし、もうすでに十分な資本力があるという見方もあります。本党発表八二七世帯を是とし、一世帯一千万円で計算しても、八二七億円です。もちろん実世帯数はこれより少ないですが、家庭によっては二桁三桁もあるので、やはり数百億円近い財務が、税金のかからない形で、しかも人件費という、どこの組織でも一番金を使う場所に充てられない形で毎年入ってきます。創価学会は金も人も立地の良い土地も、ほぼ全て有しています。彼らに必要なのは金にクリーンという世間からのイメージや、社会的な信頼なのかもしれません。

赤堀 ありがとうございます。それでは、水谷上人の発表と質問はこれまでとさせていただきます。

それでは、続きまして、パネラー相互の方に、お互い質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

楠山 幾つか質問よろしいでしょうか。

赤堀 お願いします。

楠山 櫻井先生、服部先生もいらつしやるので法的な部分も含めて、お聞きしたいのですが、まず一つは本人ではなくて、家族や兄弟、親が教団に対して、取消命令とか返還の請求ができるという法律が敷かれれば、統一教会においては、当然、被害金額の返還請求が親からもできる。そうなれば、私たち現場としては、本人がマインド・コントロールにかかっているときに、その親たちが被害について請求でき、すごく利点があるのですが、逆にこの法によって

伝統的宗門にどういう影響力が出てくるのか、ご意見を頂けたらと思います。

それから、解散命令についても同じですが、櫻井先生が出られた記者会見の中で、解散命令、特に統一教会については、任期をはじめとして、色々な計画があつて、いろいろな被害が報告されているから、それはもう解散するのは当たり前だが、政府においては、解散についてはもつと慎重に審議に取り組んでいただきたいという言葉をお話していたと思いますが、これについても真意を知りたいと思います。

赤堀 櫻井先生、いかがでしょうか。

櫻井 私の方から、まず教団の家族による取消権についてです。法律的なところは服部先生にお話したくとしまして、この発想が出てくる根本的な背景ですが、家族で信仰を継承するということに対して違和感を持つ現世代の人が数多くいるのではないのかということがあります。

『宗教二世』という本がつい最近刊行されました。荻上チキさんという評論家、ジャーナリストが、TBSのラジオで、こういう関連の人を私含め多数呼び議論しました。私もそこで話して、その内容がインタビュ記事として一本、最初に載っております。そのあと、西田先生はじめ色々な方がお話しくださっています。実はこの中で、「宗教二世で悩んでいる方、どうぞ意見を寄せてください」というサイトを作つて、一一三一人が回答しました。これを、教団ごとの分類を見ると、この中で旧統一教会は四十七件、一番少ないです。エホバの証人が一六八件と約三倍強で、創価学会が四二八件ということで、旧統一教会の十倍です。

だから今、宗教二世問題という形で、結構統一教会が論じられていますが、潜在的にこの問題で悩んでいた人たちというのは、創価学会の人たちが多いということが、ここからも分かると思います。そこで言われているのは、

子が親の信仰を継承する。ないしは選択したということを、子どもには強制してほしくないという言い方なわけです。私たちは継承という言い方をしますが、それは現世代の人にとっては、強制と受け取られるという、こういうわけです。つまり信仰というのは、家族とかそういう単位でやるものではなくて、個々人でやるものだという、こういう発想が非常に根強いんです。ですから、親の世代が家族をかけてやったことに対して、子どもとして納得いかないから取り消したいという、こういうのが二世信者の声として出ているのかと思います。

これは特定教団の話ですが。全体として、やはり世代を継いでという話になると、伝統仏教教団の檀家制度が出てきます。これに対する根本的な異議を申し立てるということにもつながってくるので、この点は、かなり注意深く見ていかないといけないと思います。伝統教団にとって、二世といえますか、信仰に対する受け止め方、これは非常に大きなインパクトとして、今後出てくると思います。

二点目の解散命令の請求について、これは、宗教法人法に則り、慎重かつしかるべき手続きを粛々と進めていたいただきたいと思います。理由は、やはり首相の決断いかんによって、それまで文科省文化庁宗務課が言っていた見解というのは突然変わりまして、わずか一か月の間に専門部会が結成され、宗教法人審議会で議論が二回ほどなされて、質問権の行使に至ったという、このスピード感です。これは、いわば為政者が、為政者の判断によって、宗教団体に對して行政的な権限を発揮できるという、こういう話なっています。

今回はさまざまな刑事、民事の法令違反の、法的な結果というのが積み上がっていますので、これは納得できるような形ではあります。これが先例となつて、いわば行政が宗教団体に對して、介入してくるということになってきますと、まさに政教分離、これは政教分離というよりも、行政が宗教団体に對して、管理する、介入するという戦前の体制に非常に近くなつてくると思うわけです。統一教会に對応するという形を採っているのですが、実は行政が宗教法人を管理する。これはまさに中国の宗教事務条例によってやっているやり方そのものです。原型は宗教団体法です

から、中国がやっているのは、行政（中国共産党）による宗教管理（統制）なのです。

というような形で、実は簡単に過去に戻ってしまうのではないかと思います。色々な意味で、我々が善意としてやっているようなことが、実はちょっとやり方、やり口を変えれば、仕組みとしては戦前のものになりうるわけです。それを深く反省し、日本国憲法あるいは宗教法人法を作ったはずですが、その基本的な精神というのを我々が簡単に忘れていいのかということもあり、首相の権限によって対処するというのは、やっぱりまずいと思います。明確な証拠と手続きによって対応していかないと、結局は東京地裁での判断、これも危うくなるかもしれません。もしそこで解散の命令、これが出されないことになれば、首相の決断や所轄庁の行政判断に誤りがあったのではないかと思います。うことになり、慎重にやっていたきたいということを申し上げたいと思います。

楠山 ありがとうございます。服部先生、一言お願いします。

服部 一点だけ、家族の取消権が認められてしまった場合には、まだ宗門との関係で、何か考えておくべきことがあるかということですが、やはり財産権というのは、基本的に各個人、それぞれに保障されています。憲法二十九条の大原則です。それを家族がお父さん、お母さんの財産権を奪ってまで、取り消しができるようにする。これを統一教会だけを見れば、必要なことかもしれません。問題は統一教会だけにとどまらない点です。我々他の宗教団体においても、高額献金、高額な寄付を受けた場合に、そういう適応の対象になるということは、慎重に見ていかなければいけないと思います。

例えば、敬虔な信者の方が、余っている土地をお寺に寄付したいというときに、それを売却して、お金として、困っているお寺に寄付をする。それが高額であるというだけで、家族がそれを勝手に取り消してしまうということが、

ありえないことではなくなるということです。今の議論を聞いてみると、それをどうやって限定を付けていくかというところに関しては、いろんな案が出ているので、それを慎重に見ていく必要があるのかと思います。メディアの論調というのは、この統一教会の被害者たちが救われなければならないかと、それしか言わないわけです。我々においても及びうる問題であるということは、極めて慎重に見ておくべきだと思っています。

赤堀 ありがとうございます。まだ続けて議論したいところでございますが、参加者の皆様からもご質問ございましたならば、パネラーの先生方をご指定して、質問していただきたいと思います。

A 今日は貴重で充実した時間をいただきましてありがとうございます。私個人的には、日蓮宗のカルト対応プロジェクト・チームの一員としております。また、日本脱カルト協会の会員にもさせていただいております。やはり思いますのが、今日、楠山先生がおっしゃられた救済という言葉と、今マスコミで言っている社会的な救済という言葉と、意味がだいぶ違うのではないのかと考えている次第です。

そうなったときに、社会的な救済ももちろん、それは政治でありますとか、それぞれの専門家の方々がやらされることもあるだろうと思いますが、私たちはやはり日蓮宗として宗教家として、どう救済を求めていったらいいのか、今日のお話を基に、結論は出ませんが、考えていってみたいなと思っております。

また先ほど、赤堀所長の方から、破壊のカルトという言葉がありました。実は今年の八月の脱カルト協会の会議の中でも、やはり二世を何と呼ぶべきか、という話がありました。長年関わってこられた各会の方々は、宗教だけではなくて、色々なものがあるから宗教二世というのはよした方がいいのではないかという意見がありました。そう思いますと、宗教を脱退された方々、いわば被害者の方々、そういう方々からのご意見は、やはり自分たちにカルトとい

うレットルが貼られてしまう。そういった意味から、宗教ということをやはり使いたいという意味合いがあったわけ
です。

そこで、そのあと私もいろいろと考えてみましたが、ここは提案で、皆さんの意見を聞きたいと思ったわけです。
日蓮宗としては、もうはつきりと定義付けをするのではなくて、逆に「グループ二世」とした方が、どちらかとい
うと、日蓮宗いっちゃうわけではないですが、そのような融通の利く言葉ではないのかと考えておりますが、そういう
ことについては、どういうふうにお考えでしょうか。

赤堀 ありがとうございます。この問題に関しては、櫻井先生、ご見解があると思います。

櫻井 やはり「統一教会二世」という言い方をして欲しくないと二世信者たちが言うわけです。「カルト二世」とい
ってもやはり偏見があるように感じます。だから「宗教二世」という言い方に自分たちを包括してほしいという、こ
ういうのが、各特定教団の二世信者の方々の言い方だと思えます。それを「グループ二世」となってしまうと、様々
なグループが世の中にはあって、インパクトが弱くなってしまうのではないのかと思うわけです。趣味のグループの
二世も、お茶とかお料理とか色々あるでしょう。

問題は、やはり家族というラインの中で継承されることに對して、個人単位ですべきではないのかという、そうい
う見解だと思っわけです。こういう二世信者の支援をやっておられる、京都府立大の横道誠先生が、「十八歳未満は
宗教禁止にしたらいんじゃない？」という、なかなか面白い見解を出されて、要は、宗教という善にも悪にもなる
危ないものに関しては、未成年者は使わせない、あるいは押し付けない。

少しこの見解は、恐らく、世界的には意味のない言葉だと思っていて、イスラムあたりではありえない発想なわけ

です。キリスト教文化圏とか、上座仏教圏でもありえない発想ではないかと。ただ日本では、信じない権利というのが、実はよく使われてしまうわけです。宗教文化が、あって当たり前という感覚はもうなくなってきているというところがあり、そこが世俗化に対して、いや、そうではないのではないかとということを、宗教界の方で、丁寧に説明していく、示していかないと、急激にこの世俗化が進んでくるのではないのかと思います。そのような中において、親の信仰とか、宗旨を受け継ぐという発想はもうないということに、突然飛んでいくのではないだろうか、私は結構危機感を持っております。ちょっと話を拡大して、お答えいたしました。

赤堀 ありがとうございます。時間の方が差し迫っておりますが、もうお一人ぐらいいかがでしょうか。

B こんにちは。よろしいですか。

赤堀 はい。お願いいたします。

B 今日は貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。お聞きしております、私は宗教二世、楠山上人もおっしゃったかもしれませんが、三世か四世かもわからないですが、そういった立場にあつて、檀信徒の方にも、実は日蓮宗として、教団として、やはり強制してきた面は否めないのではないかと思っています。もう代々継いでくれないと困るとお寺は言っているわけです。そこで先祖供養しろということで、強制してきた事例もあると思います。

私は、これからは自由に選べるということが、現状の檀信徒の家庭においても、そういったことを申し上げ

ていく方がいいのではないかと思います。例えば、これを大々的に日蓮宗として表明すると、相当なお寺さんから反発があると思いますが、その点は、皆さんはいかがお考えかと思ひましてご質問申し上げます。

赤堀 楠山上人、いかがでしょうか。

楠山 二世という呼び名の問題については、いろいろとやはり論議すべきことだと思いますが、日蓮宗としては、今後「カルト二世」という言葉に統一していった方がいいと思います。社会的にも多分そうなっていくのかと思います。それと、今後の日蓮宗の在り方の問題も、社会に信用され、必要とされる教団になることが大切です。基本的に先ほどから論議されています。また、カルトという言葉の定義については、国家がするべきだと思います。これは、フランスのセクト法を見ても、国家がこれを認定しているわけですから、国家がするべきことであると思います。

それからもう一つは、公共の福祉に反しないという言葉、これは限度がどこにあるのか、限度を超えないということがどこにあるのか。これと信教の自由というところの問題点についても、日蓮宗として捉えていかなければいけない問題で、これは国家と宗教の関連の中で、今回出てくる大きな問題だろうと思っています。

もう一つは、統一教会の教義批判の問題をやりたいと思っています。統一教会のどこに問題があるのか。例えば、朝鮮半島のシャーマニズムがキリスト教の長老派の中に迎合した宗教であるとか、色々とシャーマニズムの問題なんかも出てくるし、それから原理講論の中のサタンの問題、墮落論の問題、エバ論の問題。こういうものが純粹に求めていく女の子たちをカルトに、統一教会にはまっていってしまう大きな要因になっている以上は、どの宗教もそうですが、まず教義論みたいなものをもう少しやっていきたいかと思ひます。

宗教団体としては、私たちが今までやったことのない世界なのかもしれませんが、キリスト教の教義を含む統一教

会の教義については、せっかく櫻井先生がいらっしゃるので、ここでしっかりとどこが問題なのかというのを、定義していくべきだろうと思います。日蓮宗としては、その問題について、カルトの認定を国家権力の下でできた場合、この前提に立って、統一教会の被害者救済法などの経緯を見守るべきであるし、また、宗教法人法による質問権の問題の行使についても、その判断を見守っていかないと、見て見ぬフリでは問題であると思います。

それらの行政の対応に対して、もし不十分さ、問題があるとすれば、私たちは宗教法人として行政に対して異議申し立てをしていかなければいけない段階に来ているのではないかと思います。要するに、政府の対応がどこまで透明性を持って、この問題に対応できるのか、ごまかしのない節介にできるのか。さっき言われたように、急にこうなってしまったとか、急に解散だとかということではなく、これは、宗教学者である櫻井さんたちが今日言っているように、宗教法人として、妥当なものではないという判断で、そして統一教会の霊感商法や高額献金による裁判の結果の批判、こういう問題をしつかり論評していかないだろうと思います。

その上に対して、私もその中の一員になっていますが、いま解散請求に対する署名運動で、約二十万以上の署名が集まっています。統一教会の解散命令を出すべきだろうと思います。その部分、特に質問権の行使という問題については、我々の宗教法人としての問題点として、しっかりと捉えていかなければいけないと思います。要は、これから日蓮宗がするべきことは山ほどありますが、特に大きく日蓮宗が対応していかなければいけないのは、まず一つ、先ほどの質問で言われたように、カルト被害者がなくならないことを前提としてみれば、被害を未然に防ぐ入信防止法、あるいは入信防止のための啓発活動です。これは日蓮宗として、他の宗派にない専売特許であるといわれるぐらいに表に出していければ良いのではないかと思います。

それから、カルト被害者あるいは本人、元信者、その家族、カルト二世に対しても、日蓮聖人の本質的な宗教、救済という働きかけをもっとするべきだろうと思います。また、被害者窓口もきちんとすべきだし、カウンセリングや

脱会指導、あるいは家族の修復支援などもこれからしていかなければならない。そういうことに対する研究も必要ではないかと思えます。つまり、公共の宗教として、私たちがどうこの問題として対応をしていくのかが、大きなテーマの一つになるかと思えます。今日のシンポジウムを、これで終わらすことなく、今言ったような問題を、今後宗門としてやっていかなければいけないと思いますが、その辺に関して所長さんの見識をお聞きしたいです。

赤堀 ありがとうございます。この先も今の提案を受けてお話を続けたいところでございますが、時間の方がすでに予定を過ぎており、次回以降に、統一教会の教義、あるいは仏教者としての対応などにもテーマを絞って、協議あるいは発表の場を継続していきたいと考えております。

オウム真理教のときに、ニュース・ツースリー（news 23）に出演したときに、番組が終わった後、筑紫哲也さんが「ところで、仏教は何をしていたのですか」ということを漏らされました。その前に『読売新聞』でも、各仏教の諸教団の研究所からの発表を、私から、各教団に依頼したことがあります。そのときは、オウム真理教の批判・否定に終始して、自らは何を行っているかという発言はほとんどされていません。現在も同じように、やはり宗教者、仏教者は何をしているのかに対する、国民からの声にならない声は底流に流れて、くすぶっているように思います。そうしたものに応えていくよう、日蓮宗、そして現宗研・伝道部等で、この問題に取り組み、今後も継続して討議していきたいと思っております。

今日はお忙しい中、四名の先生には参加していただき、また参加者の皆さまには、最後まで討議に参加していただきまして、誠にありがとうございました。

司会 どうもありがとうございました。案の定と言いましょいか、皆さん、まだまだ語り足りないと思っておられる

と思います。例えば宗教教育の問題など、全然語っていない問題もございますので、ぜひとも次の機会にご意見をいただきたいと思います。

また、伝導部のカルト問題のPTや、総合相談所、これは宗門の窓口のようなものですから、どのように連携し、今後どう活かしていくかという問題について、話し合い、とりあえず、歩みを一つに行っていきたいと思っています。とにかく私たちとしては、新たにこの問題を、ある程度長期間にわたって話し合っていきたいと思っています。

先生方には、今日はお忙しいところご参加いただきまして、誠にありがとうございました。また、Zoomでの開催でしたが、聴講者の皆さま、四十名近く参加していただきました。今日来ていただくメンバーの方には、なるべく参加できるような形で継続していきたいと、個人的には思っております。本日はありがとうございました。今後ともよろしく願います。